

**成功した加入要請エコノミーの参加についての
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定
（仮訳）**

委員会は「各締約国の政府の代表者から成る」（第 27.1 条：環太平洋パートナーシップ委員会の設置）こと及び締約国は「この協定が効力を有する国又は独立の関税地域」（第 1.3 条：一般的定義）として定義づけられていることを想起し、

全ての締約国及び成功した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（「CPTPP」ないし「協定」）への加入要請エコノミー間の連帯と協力を維持することの重要性を確認し、

委員会は次のとおり決定する。

1. 1 成功した加盟要請エコノミーは、成功した加入要請エコノミーの CPTPP への加入議定書の（全ての CPTPP 締約国及び成功した加入要請エコノミーによる）署名から発効までの期間は、委員会及び全ての小委員会、作業部会並びにこの協定に基づいて設立されるあらゆる補助機関といった全ての CPTPP 場裏の会合に参加することができる。

1. 2 この決定上、「成功した加入要請エコノミー」とは全ての CPTPP 締約国が署名し、一方でまだ発効されていない CPTPP への加入議定書に署名した国又は独立の関税地域を指す。

1. 3 この決定は成功した加入要請エコノミーに対して協定の下で締約国が有するいかなる法的権利も義務も与えたり課したりしない。さらに、成功した加入要請エコノミーは、第 27.3 条（意思決定）に基づく、委員会ないしそのあらゆる補助機関における締約国のコンセンサス又は合意を妨げることはできない。